

○浜松市との連絡調整事務処理要領の制定について

(平成 19 年 5 月 24 日例規浜市庶第 48 号)

みだしのことについては、静岡県警察浜松市警察部の設置に伴い、浜松市の区域内における効率的な警察運営を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 19 年 5 月 24 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

浜松市との連絡調整事務処理要領

第 1 趣旨

浜松市（以下「市」という。）の区域内における効率的な警察運営を図るため、市の行政運営と密接に関連し、市との連絡調整及び企画調整を行う必要のある事務（以下「連絡調整事務」という。）を行うに当たっての必要な手続を定めるものとする。

第 2 準拠規程

浜松市との連絡調整事務処理要領は、浜松市警察部の運営に関する訓令（平成 19 年県本部訓令第 13 号）によるほか、この要領の定めるところによる。

第 3 連絡調整事務の範囲

連絡調整事務とは、次に掲げる事務をいう。

- (1) 市に対し連絡、通報等を行う必要のある事務
- (2) 市と協働して実施する必要のある事務
- (3) 市の行政運営と密接に関連する事務
- (4) その他浜松市警察部長が必要と認めた事務

第 4 所属長の責務

県本部の所属長及び署長（市の区域内の署の長に限る。以下同じ。）は、連絡調整事務の把握に努めるとともに、市警察部、県本部及び署（市の区域内の署に限る。以下同じ。）相互の連携を密にして、連絡調整事務が効率的かつ円滑に取り扱われるよう努めなければならない。

第 5 連絡調整上の配意事項

1 連絡調整事務を把握した場合の措置

(1) 市警察部

ア 市警察部庶務課長（以下「庶務課長」という。）は、連絡調整事務を把握した場合は、関係する県本部所属及び署の長との連絡調整を図りつつ、当該事務を所管する市の課長等との連絡調整等を図るものとする。

イ 庶務課長は、前記アに掲げる事務以外の事務で、県本部所属又は署が連絡調整等を行うことが効率的であると認められる連絡調整事務を把握した場合は、速やかに関係する県本部所属又は署の長に連絡するものとする。

(2) 県本部

ア 県本部の所属長は、連絡調整事務を把握した場合には、庶務課長と連絡を密にし、積極的に参画するものとする。

イ 県本部の所属長は、前記アに掲げる事務以外の事務で、県本部所属が連絡調整事務を所管する市の課長等との連絡調整等を図るものとする。この場合において、連絡調整等の実施状況について、庶務課長に通報するものとする。

ウ 県本部の所属長は、前記アに掲げる事務又はそれ以外の事務で、署が連絡調整等を行うことが効率的であると認められる連絡調整事務を把握した場合は、速やかに庶務課長又はその署の長に連絡するものとする。

エ 県本部の所属長は、連絡調整事務が複数の県本部所属に関連すると認められ、これらの県本部所属間の調整が必要な場合は、庶務課長に対し、その調整を依頼することができる。

(3) 署

ア 署長は、連絡調整事務を把握した場合には、庶務課長と連絡を密にし、積極的に参画するものとする。

イ 署長は、前記アに掲げる事務以外の事務で、署が連絡調整等を行うことが効率的であると認められる連絡調整事務を把握した場合は、直接、当該事務を所管する市の課長等との連絡調整等を図るものとする。この場合において、連絡調整等の実施状況について、庶務課長に通報するものとする。

ウ 署長は、前記アに掲げる事務又はそれ以外の事務で、県本部所属が連絡調整等を行うことが効率的であると認められる連絡調整事務を把握した場合は、速やかに庶務課長又は県本部の関係所属長に連絡するものとする。

エ 署長は、連絡調整事務が複数の署に関連すると認められ、これらの署間の調整が必要な場合は、庶務課長に対し、その調整を依頼することができる。

2 市に対する要望、意見がある場合の措置

(1) 県本部の所属長及び署長は、市に対し要望、意見等がある場合は、原則として庶務課長に要望、意見等を提出するものとする。

(2) 市に対する要望、意見等の提出を受けた庶務課長は、当該意見、要望等について県本部の関係所属長と調整の上、速やかに市に提出するものとする。

3 市からの要望、意見等の提出を受けた場合の措置

(1) 市からの要望、意見等については、原則として、庶務課長が受理するものとし、県本部の所属長又は署長が市からの要望、意見等を受けた場合は、速やかに庶務課長に連絡するものとする。

(2) 市からの要望、意見等を受理した庶務課長は、当該要望、意見等について県本部の関係所属長と調整の上、市に対し回答するものとする。